

地域生活支援拠点等支援事業の概要

1 地域生活支援拠点等の目的

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、障害者（児）の地域生活支援を推進する観点から、障害者（児）とその家族が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、地域にある様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域生活を支援する拠点機能を整備することを目的とする。

2 地域生活支援拠点等整備の位置付け

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による国の基本方針において、「地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。」と位置づけられた。

3 これまでの経緯

平成 27 年 6 月	・二市三町により構成する宮城東部地域自立支援協議会内に「地域生活支援拠点等整備プロジェクト」を設置
平成 27 年 6 月 ～平成 28 年 11 月	・プロジェクト会議（計 12 回）及び担当課長会議（計 4 回）を開催するとともに、利用者の意見を反映させるため、当事者家族との意見交換会（計 2 回）を開催
平成 28 年 2 月	・「特定非営利活動法人さわおとの森」が多機能型の拠点整備を計画していることを受け、業務内容について協議
平成 28 年 11 月	・サービスの種類や内容、運営に関する総事業費等について、「特定非営利活動法人さわおとの森」と二市三町で合意 ・総事業費に対する負担割合について二市三町で合意
平成 29 年 3 月	・「特定非営利活動法人さわおとの森」と業務委託契約締結

